

「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」についての意見・情報の募集の結果について

令和4年9月7日  
農林水産省農村振興局農村計画課

「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」について、令和4年6月10日から7月11日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において御意見は寄せられませんでした。（なお、本件とは別に、政策面からスマート農業の推進、海外からの難民の受入れについて幅広く御意見を頂戴しました。本意見公募の対象は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の規定に関するものであるため、政策に関するこれらの御意見は、貴重な御意見として参考にさせていただきます。）

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【問い合わせ先】**

農林水産省農村振興局農村計画課

電話：03-3502-8111（内線）5443